

企業の社会的責任の法的諸問題

——会社法上の取締役の権利と義務——

Legal Problems on Corporate Social Responsibility

—Rights and Duties of Directors on the Corporate Law—

キーワード：会社法，社会的責任，取締役，株主

丸山真弘

1. はじめに

1.1 研究の背景

“企業の社会的責任”という言葉が、ここ数年世間を賑わせている。この背景には、金融不祥事に対する批判と企業の社会貢献活動への関心の高まりの二つがあると考えられる。

電力会社に対しても、それぞれの地域の中核企業として、(地域)社会に対する貢献を求める声が大きくなってきている。しかし、電力会社もそうであるが、企業一般にとっては自らの‘本業’をしっかりと行なうことが、広い意味では社会に貢献することであるということもできる。このような状況の中、電力会社だけでなくすべての企業にとって、企業の社会的責任という言葉の意味をつかむことが重要になってきている。

企業が社会に不可欠な主体の一つとなった現在では、企業と他の社会主体との関係はどうあるべきかということが重要な検討課題であるといえる。そのためにも企業の社会的責任という概念は、単なる一過性のものでなく、しっかりと定着させる必要がある。

この企業の社会的責任という言葉は決して新しいものではなく、古くから企業寄付の是非や、環境問題への対応といった様々な局面において議論が行なわれている(表 1.1 を参照)。しかし日本では、問題提起が後追的であり、はっきりとした意味づけを行わずに言葉だけの議論に終始してしまったという過去の経験がある^[7]。

1.2 研究の目的

従って、今日の企業の社会的責任をめぐる議論には、概念の意味をはっきりさせた上で過去の事例を整理し、これをもとに概念の定着を図ることが求められている。そして、このためには社会における主体間の関係を個々の権利・義務の関係のルールとして記述する法の側面からのアプローチも重要である。

企業の社会的責任について法の面での検討を行なう場合、消費者法や労働法などからの検討が必要であることはいうまでもない。しかし、以下のような点から、会社法からの検討を優先させる必要があると考える。すなわち

- 会社とは、会社法によってはじめて法主体として創造されるものであり

表 1.1 企業の社会的責任をめぐる動きの年表

西暦	米国を中心とした外国	日 本
1875	Ultra Vires 原則の leading case (英)	
1931~	Berle v. Dodd の論争	
1937	株式法改正 (独)	
1950		商法改正
1953	A. P. Smith 事件判決	
1956		経済同友会 '経営者の社会的責任の自覚と実践' 発表
1962		八幡製鉄政治献金事件地裁判決
1965	株式法改正 (独)	
1969	(~1971) キャンペーン GM	
1970		八幡製鉄政治献金事件最高裁判決
1972	人権医学委員会事件	
1974		商法改正
1981		商法改正
1989	ニューヨーク事業会社法改正 Valdez 号事件	
1990		企業メセナ協議会設立

電力中央研究所で作成

● 社会的責任をめぐる法的問題の多くは会社法に関する議論という形で行われているからである。

そこで、本研究では

- 現行会社法の解釈上の問題点は何か。
- 何が現行法の限界で、どのような立法措置が必要か。
- 会社法という法の枠の中で規定できる限界は何か。

ということを明らかにすることを目的とする。

1.3 研究の構成

研究の構成は以下の通りである。

まず、会社制度の理念型と現実の会社の状況を比較することで、企業の社会的責任という概念の会社法上の意味について本研究での定義づけをする(2.)。

次に、企業の社会的責任についての会社法上の問題点を以下の四つの事例を整理しながらまとめる(3.)。

- 会社の行う寄付と会社の目的の範囲との

関係、および寄付と取締役の善管注意義務との関係(3.1)。

- 取締役の行動をチェックする方法としての、日本の会社監査制度の現状と米国の社外取締役制度との比較(3.2)。
- 法律で一般規定を設けた場合の実効性の実例(3.3)。
- '会社は誰のものなのか'という点についての米国の論争(3.4)。

最後に、企業の社会的責任概念を定着させ実効性あるものにするための方策について、現行法の解釈論と立法論の双方から検討する(4.)。

2. 会社法の間からの企業の社会的責任の定義

本研究では、会社における取締役の立場に焦点をあてて、'取締役と、会社をとりまくその他の当事者との関係'という面から企業の社会的責任を定義する。これは、取締役が会社の経営者(代表取締役)として日々の経営に当たったり、経営者の行動をチェックする者(取締役会

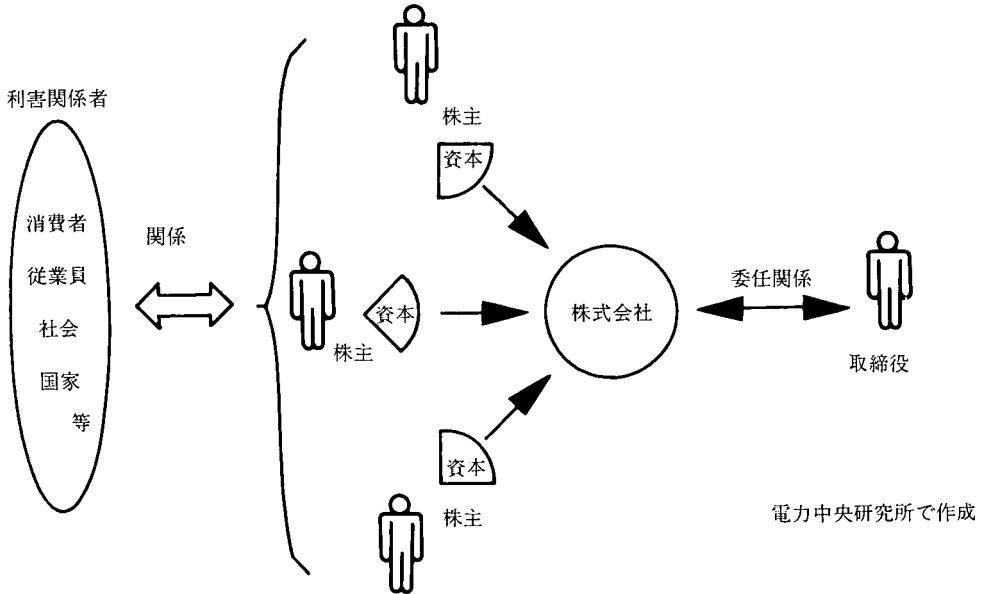


図 2.1 会社と他の関係者とのつながり——その理念型——

のメンバー)として、会社法上規定されていることによるものである。

2.1 株式会社の理念型

株式会社は本来、'株主が資本を拠出してこれを設立する。そして株主は経営を行っていく能力に欠けるので、経営の専門家である取締役に経営を委ねる。'という形態の企業である。このことの帰結として

- 取締役は株主 (=会社) のために何をすべきか=いかにして株主に利益を還元するかという目的のもとで会社運営を行う。
- 会社が、従業員・債権者・消費者・地域社会などの様々な関係者の利害を調整しつつ、社会の中でどのような位置を占めるべきかという問題は、最終的には会社の所有者である株主によって解決されるべきものである。

ということが出来る (図 2.1 を参照)。

この理念型に従うならば、会社が他の社会主体との関係を考慮する責任は、株主が持つこと

になる。

2.2 現代の株式会社の実態

しかし、現代の株式会社の実態はこの理念とは大きく変わってしまっている。

多くの株主は単なる投資の対象として株式を保有している。このような株主にとって、会社は利益を生み出すブラックボックスでかまわないことになる。そして、大規模な会社では個々の株主の声は相対的に小さくなってしまっている (図 2.2 を参照)。

その結果、株主が株主総会の場において社会の中での会社の位置づけを議論し、決定するという事は不可能に近い。このような状況の中で、現実には取締役が株主に代わって会社と他の社会主体との関係について決定を下さなければならなくなってくる。

2.3 本研究での企業の社会的責任の定義

そこで、本研究では、

'会社と、他の社会主体との関係をどのようなものにしていくかという、本来株主が考える

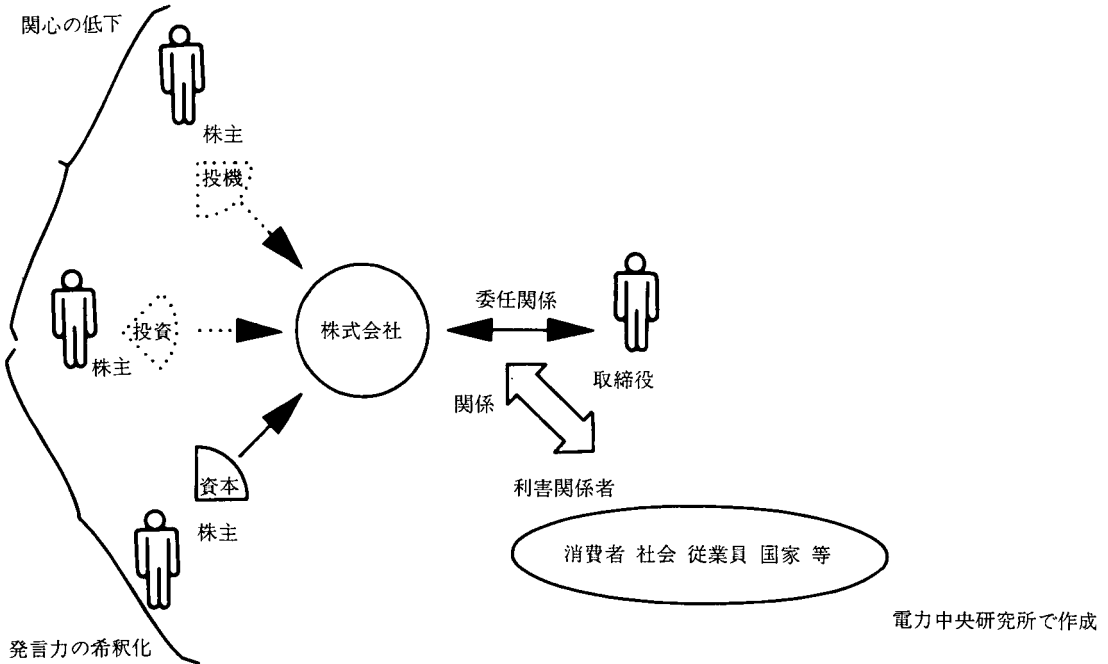


図 2.2 (日本における)会社と他の関係者とのつながり——現実の会社——

べき問題を、株主がそうすることが困難になってしまったために、自分で考えなければならなくなってしまう取締役の責任’を企業の社会的責任と定義する。

3. 会社法上の問題点

3.1 企業の寄付をめぐる問題

英米法では、Ultra Vires の法理（会社はその設立の目的の範囲を越えて権利を有し、義務を負うことはできないという法原則）により、会社が寄付を行なうことはできないのではないかという議論があった。しかし、Ultra Vires の法理自体、現在では実務面・立法面の双方から見て‘死滅’しているといってもよい状況である。

米国では古くからコミュニティに対する寄付が一般的に行なわれていた関係から判例・立法でこの問題を解決しようという動きがあっ

た。判例では

- 会社が寄付をすることが会社に経済的な利益をもたらすことの証明ができた場合
- 従業員を定着させたり、能率を上げさせるためのような会社の運営に欠くことができない場合
- 寄付をすることによって、コミュニティーや顧客に対して良好な関係 (good will) の形成が期待でき、会社の受ける何らかの経済的な利益がある場合
- その他、公共の福祉に有益であると認定できる場合

寄付を行なうことは会社の目的の範囲内であって許されるとしている^{[5][6]}。

また、会社が寄付をすることは株主に対してその年の配当源資がそれだけ減少するという損失を与えたことになるので、取締役は善良な管理者としての義務に違反しているように見え

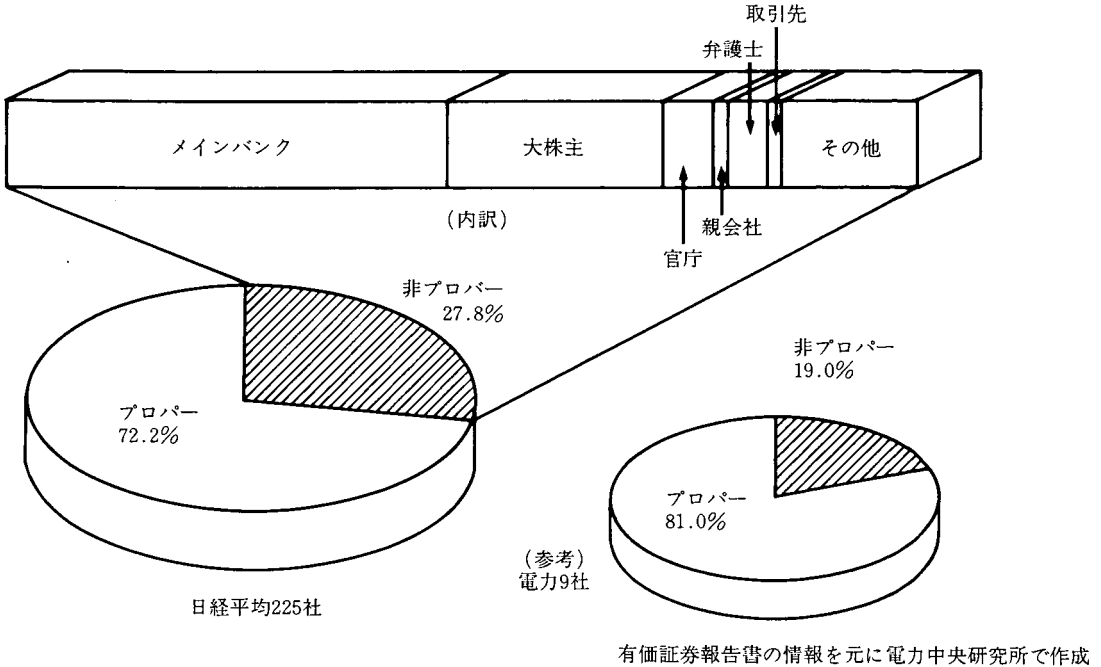


図 3.1 ‘日経 225 平均’ 採用 225 社の監査役のプロパー比

る。しかし、取締役は短期的に会社財産を増大させることだけが目標ではなく、ある程度長期的な視野で財産の増大を図ることも目標として許されている。すなわち、寄付をすることで会社のイメージが向上し、結果的に株主の利益となるような場合であって、かつ会社の規模などからみた分相応な寄付であるならば、取締役は直ちに善良な管理者としての義務に反するとはいえないと考えるべきである。

3.2 取締役を監査する制度

一連の不祥事の再発防止策の一つとして、社外重役制度の導入が主張されている。これは取締役の業務執行の監督に対してどのような意味をもつのだろうか。

まず、現行の日本の会社監査制度であるが、1974 (昭和 49) 年と 1981 (昭和 56) 年の商法改正を経て監査役の法的地位は次第に強化され、規定の上では会社の業務執行の監督者という大

きな役割を担っている。しかし、実際には

- 内部昇格者が多く (図 3.1 を参照), 人事権を社長 (代表取締役) が握っているので, どうしても遠慮が生じてしまうこともある。
- 常務会や経営会議などの実質的な会社運営機構に, 決定の過程の段階から関与できる場合がそれほど多くなく, 会社の動きの真の部分がかたがた伝わりにくい。
- 平均任期は二期四年ほどで, 実際に監査業務を果たしうる前に退任時期になってしまう場合もある。
- 監査役を補佐するスタッフが必ずしも十分ではない。

などの理由から, 法律で与えられた権能を十分に果たしうる状況にはなっていない。

一方米国では, 多くの企業で社外取締役による監査委員会が設置されるのが一般的になって

いる。しかしこれには

- 常勤の機関ではなく、スタッフもいない場合がある。
- 会計監査を行なう公認会計士の選・解任権を有していない場合が多い。

という問題点が指摘されている。さらに、外部取締役の多くは企業の CEO や研究機関の長といった‘本業’を持っており、外部取締役としての仕事は「余分の負担」である場合が多い。

しかし、社外取締役の存在は無言の内に経営者に度を過ぎたことをさせないようにする効果を果たしている。そして経営者は、会社経営の内容に対して社外取締役が挑戦的な質問をしないと信じていても、回答を用意する過程の中で、彼らを納得させられる段階にその内容を煮つめる必要が出てくる、という指摘がある^[4]。

つまり、米国の社外取締役制度が実効性を持っているとされる理由は、単に外部の者を入れたという形式の点ではなく、経営者たる取締役が外に対してどのように自分の経営に対する考え方を示して‘見える経営’を行なおうとするかという態度の点にあるといえる。日本での会社監査制度の改善を考える際にも、このような視点からの検討が重要であると考えられる。

3.3 一般規定の実効性

‘企業は社会的責任を果たせ’といった一般的な規定を置くことはどれほどの実効性をもつことができるのだろうか。

企業の社会的責任についての一般規定に関するほとんど唯一の立法例と言えるのが 1937 年のドイツ株式法 70 条の規定である。この規定は、当時政権を握っていたナチスの株式会社観に基づいているとされているが、問題とすべきなのは、設立の背景よりもその規定がどれくらい実効性を持っていたかという点である。しか

し、70 条の解釈を直接の争点とした裁判例はなく、裁判には至らなかった事例からも実効性があったということはできなかった。この理由は、取締役がこれに反するような行為を行ったとしても、それをやめるように取締役に強制するための手段が存在しなかったためであるといえる。また 1965 年の株式法改正の議論からは

- 株主以外の利益を労働法などの他の法律により考慮することと、会社法上の取締役に課せられている義務とは必ずしも直結するものではない。
- 一般規定はどうしてもその表現が抽象的なものとなり、そのため誤って読まれる可能性がある。

という問題点を読みとることができる。

また、銀行に対して社会貢献義務を課しているとして話題となっている『銀行の地域への再投資に関する法律 (CRA)』は、

- 細目については、法律のレベルでは規定しきれないので、行政機関によるガイドラインに規定を委ね、対象となる金融機関の置かれている状況などに応じて基準を設定する。
- しかし、基準とそれによる評価については、対象となる金融機関にも、社会一般にも、その内容が‘見える’ようにする。そのために、評価を行う過程での意見聴取や評価結果の公表といった手順を設定する。

という形で実効性を確保しようとしている。これは、単に一般的な規定を作っただけでは実効性が確保できないことを示しているといえる。

3.4 会社目標としての株主利益の増大

会社の規模の拡大につれて、会社は株主のものであり、取締役は株主の利益を増大させるために行動する義務があるという会社法上の原則

に対する疑問が繰り返し提示されてきている。

例えば、1930年代の米国では、バーリとドッドの間で

- 会社が社会に奉仕するという機能を果たすために、株主の利益追求の方法を制限できるか。
- 会社の取締役は、会社という制度の受託者として会社の利害関係者全体の利害を調整する役割を持つのか。

といった点で議論が行なわれた。しかし、この議論を会社法の見地から——特に取締役の権限と義務という面から——整理した場合、‘株主の利益を増大させるために行動するという制約は、取締役を律する上ではとりあえず有効である。そして、取締役の性格を関係者の利害を調整し財の最適配分を行う存在へと変化させても、取締役に対してこのような存在であり続けさせるための制度的保障も、取締役が自発的にこのようなことを行う保証も存在しない。’という点を指摘することができる。

また、1980年代には、M&A 制限立法として、取締役に株主の短期的利益以外の利益をも考慮することを認める規定をもった法律がニューヨーク州などで制定された。しかし、このような立法は、取締役に株主以外の利益を考慮すると同時に、株主に対して負っている義務も従前と同様に果たすことを求めている。従って、取締役が善良であれば株主と他の関係者の利害の配分に苦慮することになるし、取締役が私腹を肥そうと考えた場合には、これを防ぐ手段がなくなってしまうことになるといえる。

4. 会社法制度における企業の社会的責任の位置づけ

本研究の成果は次のように整理される。

- 企業が行う寄付は、そのことによって結果的に株主の利益を増大させるならば目的の範囲内の行為として、有効なものである。株主の利益を増加させることができなかった場合には、取締役は株主に対する善良な管理者としての義務に違反した責任を負う。しかし、このことによって寄付を行ったことが直ちに目的の範囲を越えるものとして無効になる訳ではない。
- 会社監査制度における制度と現実との乖離の背景には、内部昇格の気心の知れた集団が、社長の下一糸乱れずに経営を行なうことで効率的な経営を行なうという、いわゆる日本的経営システムが存在する。しかしながら、このようなシステムは取締役個人の倫理感・道徳といったものに強く依存している。社会に受け入れられる普遍的な経営のためには、‘他者から見える’経営が必要である。
- 取締役に対して、株主によって、株主の受託者として選ばれているという選任の方法や、経営の方向をチェックするための方法などを検討・整備することなく、株主以外の利益をも考慮させることはより大きな法制度全体に影響を与える恐れがある。このためには、株式会社制度全体の再検討という点までさかのぼってもう一度新たな制度を構築する必要があると考える。

5. 今後の展開

会社の経営に当たっては、従業員や顧客などの株主以外の関係者の利害をどのように調整して行くかという点も大きな問題となる（図 5.1 を参照）。今後の検討課題としては

- 消費者法や労働法、各種の事業法といっ

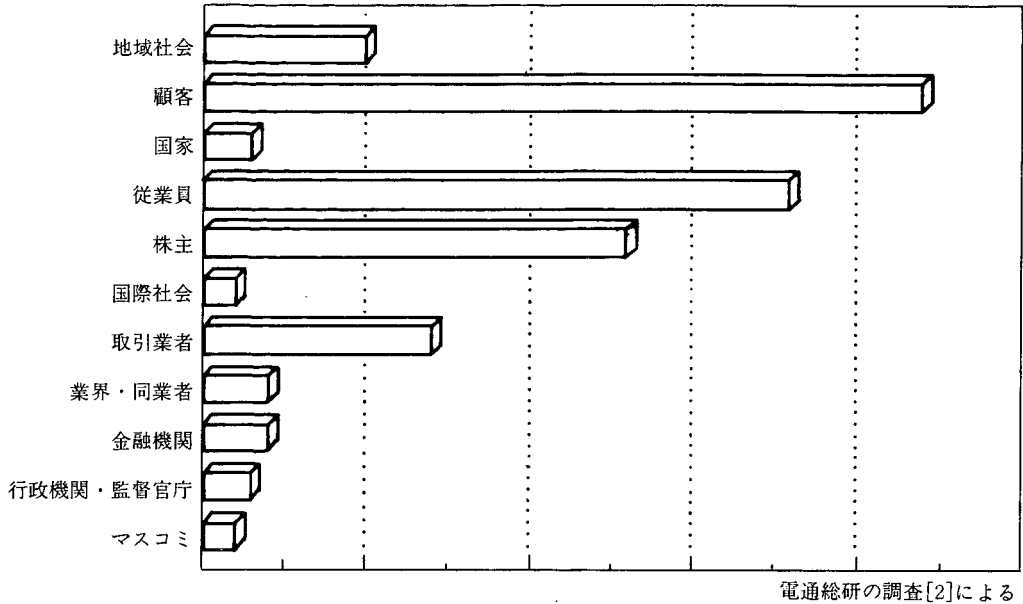


図 5.1 会社経営者が経営を行う上で重視している集団

た会社法以外の法制度では、これらの利害関係がどのように整理されているか。

- そのことが、会社法によって規定されている会社の制度と、それに基づく株主と取締役の関係といったものにどのように関係してくるのか。

といった問題点への展開を図る必要がある。

電気事業に関してであるが、電力会社は一般の会社よりも会社監査制度が充実しているといえる^[1]。しかし、電気事業法制度との関係においては

- 法律上兼業が制限されている(12条)ことは、Ultra Vires 法理の問題に影響を与えるか。
- 電気事業の目的(1条)から求められる社会に対する責任と、株式会社として求められる株主に対する責任とをどのように調和させていくか。

といった一般の会社との違いをどのように考えていくかさらに検討することが必要である。

なお、ここで紹介した研究の詳細については、参考文献[3]を参照されたい。

[参考文献]

- [1] 内田英之(1992),「監査役スタッフ機能—東京電力監査役業務部」, 経営コンサルタント, 1992年9月号, p.136-139.
- [2] 電通総研(1990), 企業の社会的役割に関する調査報告, DIHS REPORT.
- [3] 丸山真弘(1992),「企業の社会的責任についての法的検討—会社法上の取締役の権利と義務—」, 電力中央研究所報告 Y91006.
- [4] メイス, マイルズ L.(1991), アメリカの取締役, 文真堂.
- [5] 森田章(1978), 現代企業の社会的責任, 商事法務研究会.
- [6] 中原俊明(1975),「米法における Corporate Social Responsibility の発展と現状(1)」, 民商法雑誌, 72巻3号, 385-423.
- [7] 山中芳朗, 蟻生俊夫(1990),「企業の社会的責任のあり方—企業と地域社会—」, 電力中央研究所報告 Y90005.

(まるやま まさひろ)
経済部 社会環境研究室